

平成 15 年 11 月 25 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

部店長与信権限の拡大について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、お客様の資金ニーズに対し、より積極的かつ迅速にお応えすることを狙いとして、与信権限の拡大を含む部店長権限の抜本的な見直しを実施し、平成 15 年 12 月 1 日（月）付で部店長与信権限規程を改正いたします。お客さまに最も近い営業現場への権限委譲により、お客さまの資金ニーズに対する更なるクイックレスポンス、サービス向上を図ってまいります。

1. 改正の主な内容

(1) 決裁権限体系の抜本的な見直し

従来の営業部店の規模等による体系から、お客さま毎の財務内容等に応じた信用格付をベースとした体系へ転換するとともに、部店長の与信権限を大幅に拡大いたします。これにより、多くの営業部店では、部店長権限による最大与信額がこれまでの 5 億円～7 億 5 千万円程度から、同 7 億 5 千万円～10 億円程度に拡大されることとなります。

(2) 継続稟議案件に対する権限の拡大

融資の継続案件については、信用格付の低下や融資条件の変更がないなど一定の条件を満たす場合、融資総額 15 億円までは全て部店長権限による決裁を可能とし、審査のスピードアップを図ります。

2. 改正の主な狙い・効果

本改正による現場への権限委譲によって、これまで本部宛の稟議が必要であった案件の約 40%強が部店長決裁により対応できるようになる見込みです。これにより、ご融資申込みからご回答までに要する時間が大幅に短縮され、お客さまの資金ニーズに対しさらなるクイックレスポンスと従来以上のきめ細かい対応が可能となります。

また、信用リスクに応じた権限体系へ変更することにより、本部では、これまで以上に大口先や信用リスクの高い企業に重点を置いた審査や再生支援にかかる現場へのサポートが可能となり、地元埼玉県における地域経済の活性化に貢献できるものと考えます。

以 上